

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の効力の一部停止処分について

下記の事業者について、令和6年9月6日付で障害者総合支援法（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の効力の一部停止処分をしたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名 社会福祉法人福島県福祉事業協会（所在地：福島県双葉郡富岡町）
代表者 理事長 山田 莊一郎

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事業所名称 原町共生授産園
- (2) 事業所所在地 福島県南相馬市原町区金沢字割田 228 番地
- (3) サービスの種類 障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、短期入所）

3 処分内容 指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止3か月）

4 処分期間 令和6年9月17日から令和6年12月16日まで

5 処分理由

(1) 人格尊重義務違反（法第50条第1項第3号）

令和6年3月17日午前2時半頃に、施設の従業員が故意に足で入所者を蹴る暴力により、入所者が入院に至る身体的虐待が発生した。

(2) 関係法令違反（法第50条第1項第10号）

令和6年3月17日に発生した身体的虐待について、施設は、関係機関等から虐待疑いにつながる情報提供を受けながら、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に義務付けられている市町村への通報を行わなかった。